

第5章 相馬市再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と目的

全国の刑法犯認知件数は、平成14年の約285万4,000件をピークに、以降は減少を続け、令和3年には56万9,000件と、ピーク時の約20%まで減少しています。一方、検挙者数に占める再犯者数は減少傾向にあるものの、初犯者数も減少しているため、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人も少なくありません。こうした生きづらさを抱える人の課題に対応し、その生活等を支援するためには、刑事司法関係機関の取組だけでは、その内容や範囲に限界があります。そのため、社会復帰後に地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を国や地方公共団体、民間団体等が緊密に連携、協力して実施する必要があります。

平成28年に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、再犯の防止等に関する施策を実施する等の責務が国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方再犯防止計画の策定が努力義務として課されました。

本市においても、相馬市再犯防止推進計画を策定し、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰の支援等の再犯防止の施策を推進するとともに、安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指すことを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、本市における再犯の防止等に関する施策の推進について定めた地方再犯防止推進計画として、相馬市地域福祉計画と一体的に策定するものです。

また、相馬市地域福祉計画をはじめ、関連する行政計画とも連携しながら、法令や国及び県の再犯防止推進計画を踏まえ、再犯の防止等に関する施策の推進を図ります。

○再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下、「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画の期間

計画の期間は、「第1期相馬市地域福祉計画」の計画期間に合わせて、令和7年度（2025年度）から令和8年度（2026年度）までの2年間とします。

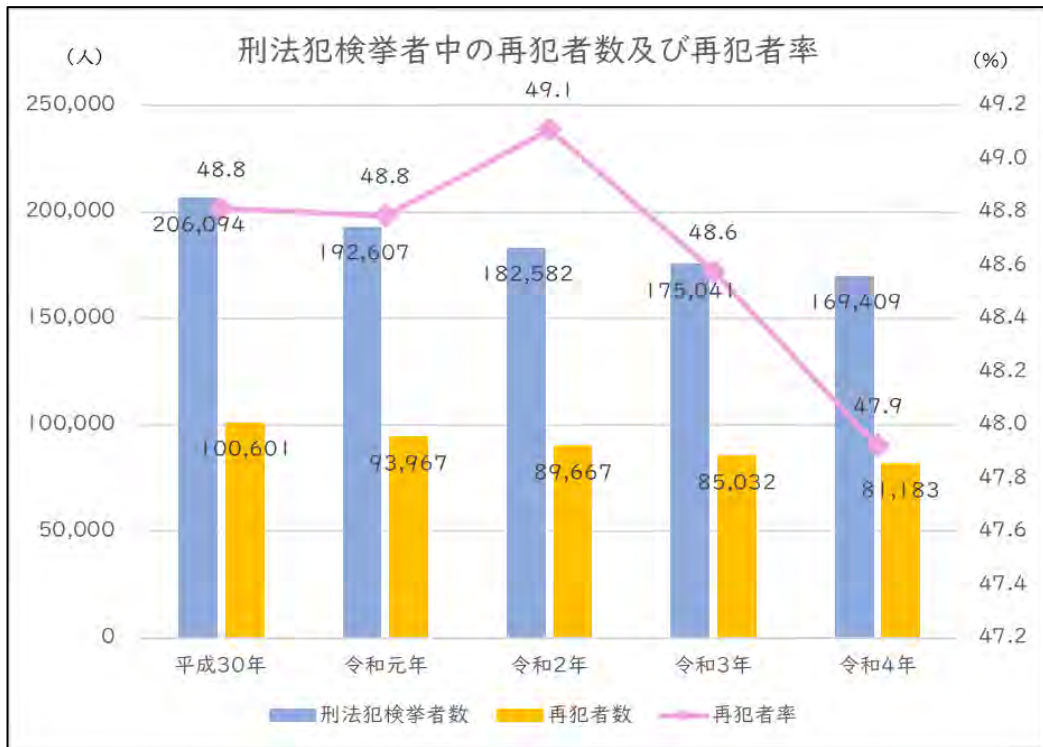
なお、法制度の改正や社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じ見直しを行います。

4 再犯防止を取り巻く状況

(1) 犯罪及び再犯の現状

① 全国の再犯者数及び再犯者率

全国における刑法犯検挙者数は年々減少しており、再犯者数も減少傾向にあります。再犯者の令和4年の検挙者に占める割合は47.9%と、前年度より0.7ポイント低下しましたが、検挙者の約半数を占めています。



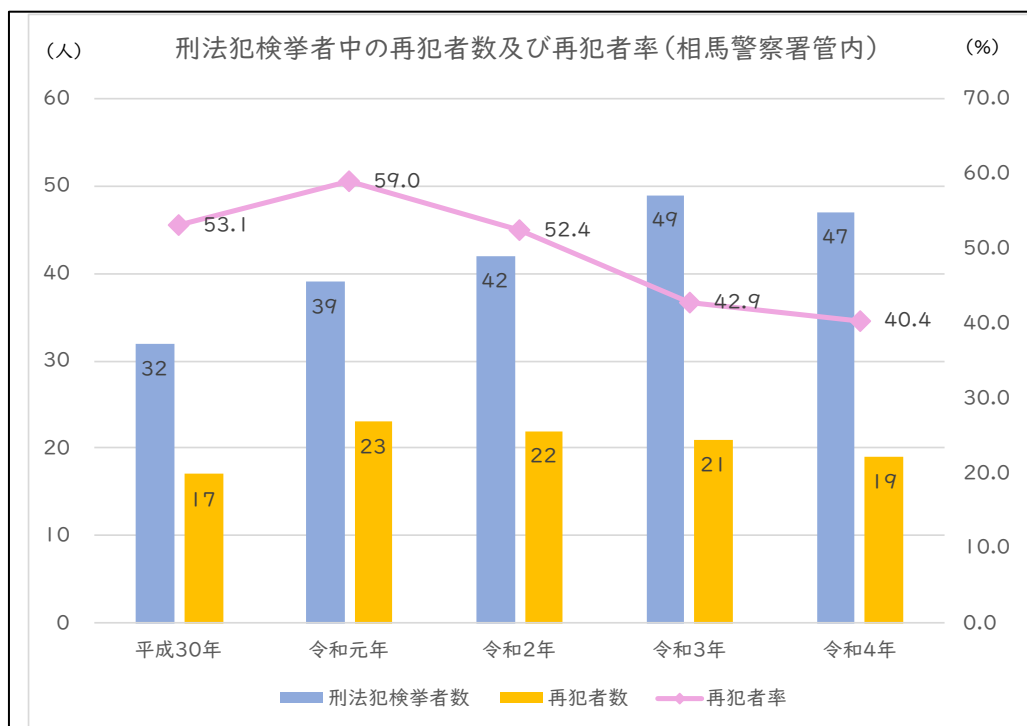
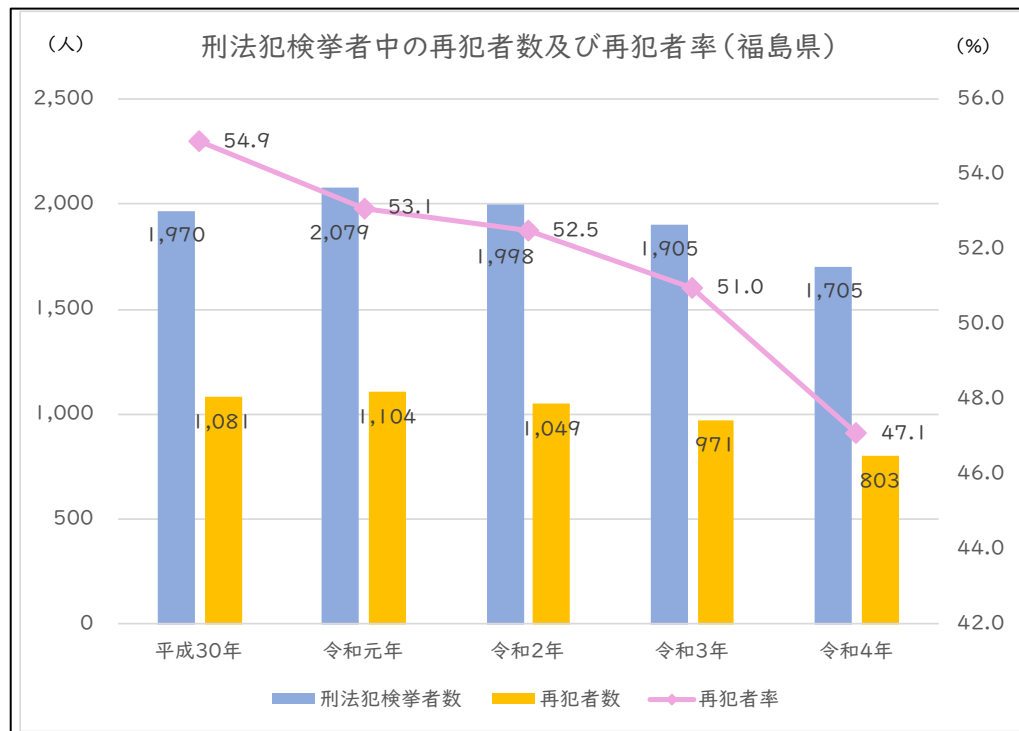
資料：法務省「令和5年版再犯防止推進白書」

② 福島県及び相馬警察署管内の再犯者数及び再犯者率

福島県においては、刑法犯検挙者数は令和元年以降減少しています。再犯者の割合も減少していますが、全国と同じく検挙者の約半数を占めています。

相馬警察署管内においては、刑法犯検挙者数は50人を下回る範囲で推移しています。再犯者の割合は、令和3年以降は全国や福島県より低い水準で推移しています。

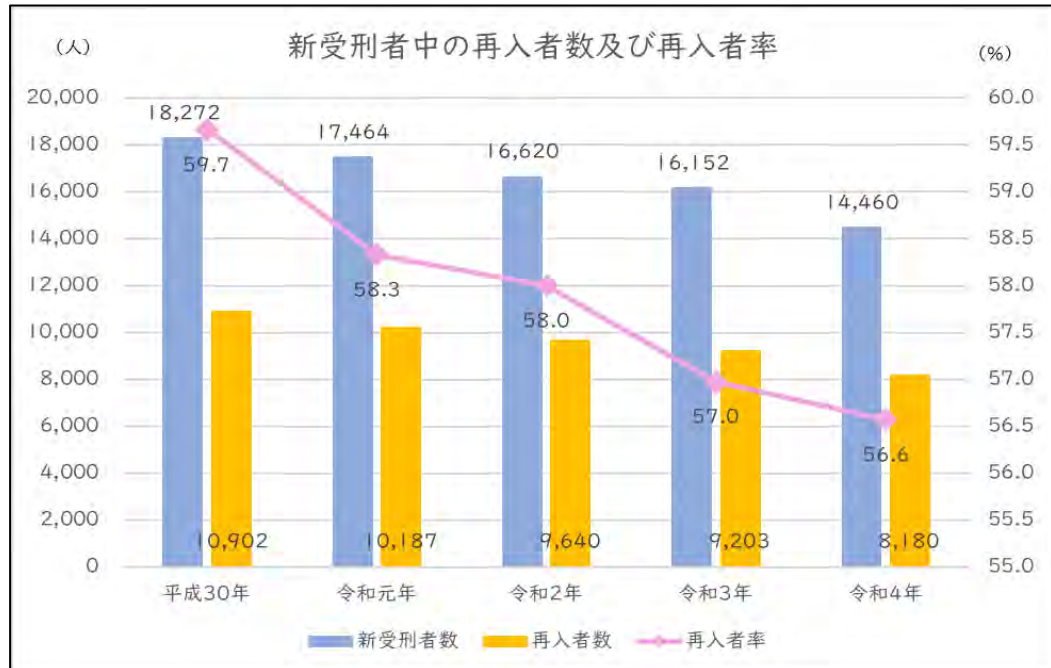
第5章 相馬市再犯防止推進計画



資料：法務省調べ

③ 新受刑者中の再入者数及び再入者率

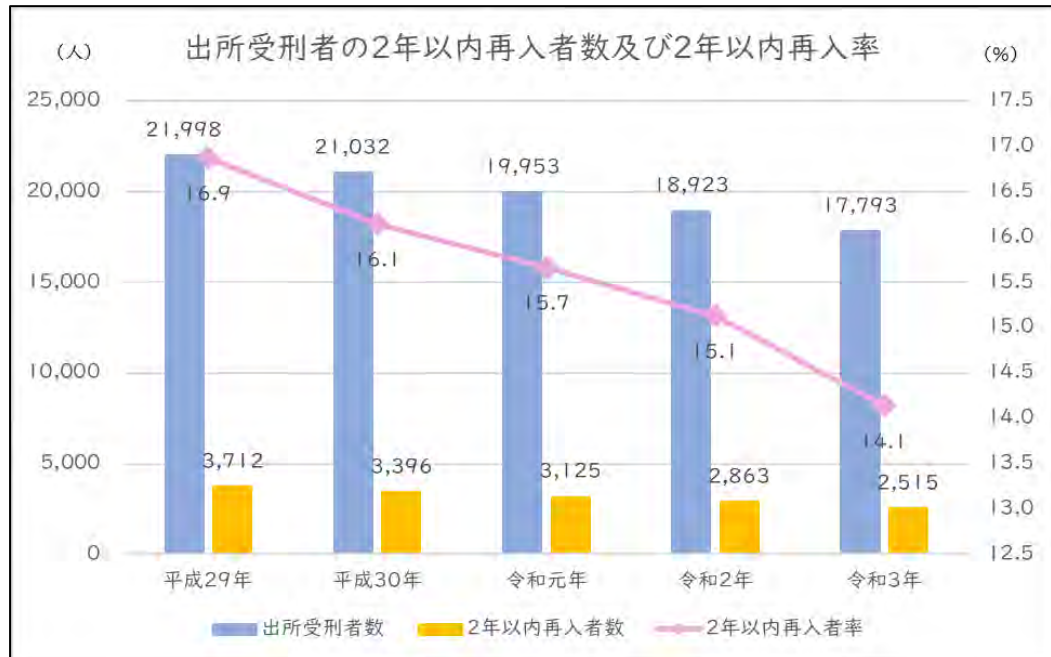
全国の新受刑者中の再入者数及び再入者率を見ると、年々減少傾向にあります。令和4年の再入者率は56.6%と、半数を超えている現状にあります。



資料：法務省 令和5年版再犯防止推進白書

④ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率

全国の出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率は、減少傾向にあります。平成29年の2年以内再入率は16.9%でしたが、令和3年は14.1%となっています。

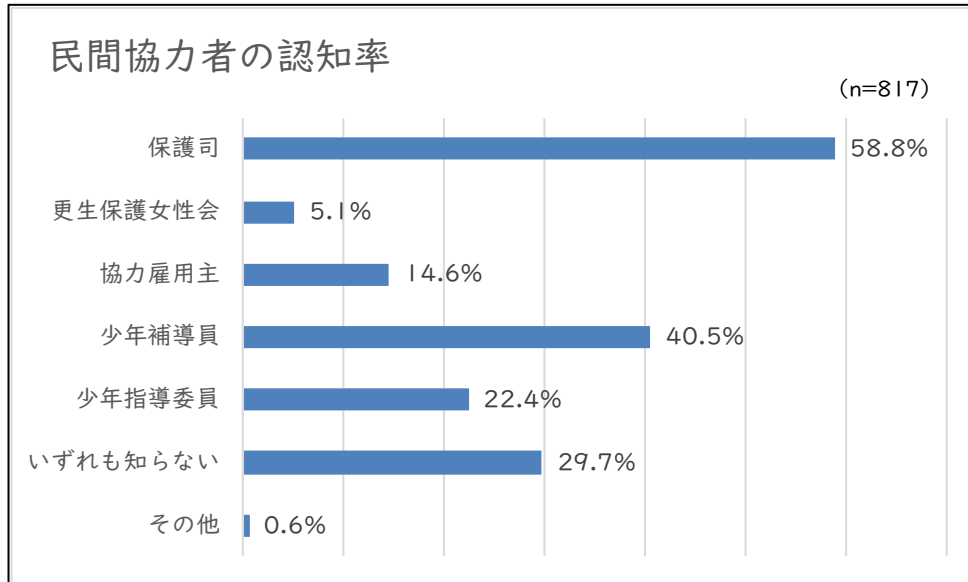


資料：法務省 令和5年版再犯防止推進白書

(2) アンケート調査からみる現状

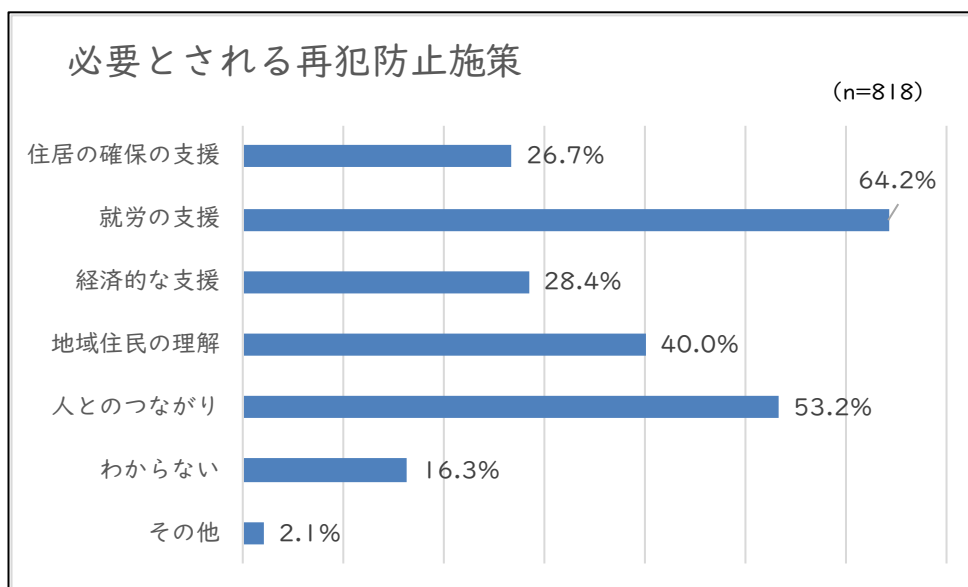
① 民間協力者の認知率

民間協力者の認知率については、「保護司」が58.8%と最も高く、過半数の人が知っている状況です。次いで「少年補導員」が40.5%となっています。「いずれも知らない」が29.7%となっており、約3割の人は民間協力者を知らない状況です。



② 求められる再犯防止施策

今後必要とされる再犯防止施策は、「就労の支援」が64.2%と最も高く、「人とのつながり」が53.2%、「地域住民の理解」が40.0%となっています。



※グラフの「n=〇〇」という表記は、その設問の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。設問や選択肢の一部を省略している場合があります。

5 基本方針

令和5年3月に閣議決定された国の「第2次再犯防止推進計画」、令和3年3月に策定された「福島県再犯防止推進計画」を踏まえ、犯罪や非行をした人が社会復帰後に地域社会で孤立させないための支援を進めるとともに、市民の犯罪被害の防止と誰もが安心・安全に生活できる地域社会づくりの実現のため、以下の施策を推進します。

- (1) 安全・安心なまちづくりの推進
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (4) 学校等と連携した修学支援の実施等
- (5) 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

6 施策方針

(1) 安全・安心なまちづくりの推進

誰もが住み慣れた地域で、安全・安心な生活を送るには、犯罪の防止が重要です。住民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、自ら防犯対策を実施するとともに、地域全体で取組を推進する必要があります。

①防犯意識の向上

犯罪を防ぐためには、住民一人ひとりの防犯意識の向上が重要です。防犯に関する各種行事や広報紙、ホームページ、SNSなど様々な媒体を活用し、地域における防犯意識の向上を図ります。

②地域活動の推進

住み慣れた地域で、安全・安心な生活が送れるよう、地域において見守り活動など防犯対策の推進を図るとともに、防犯灯の設置など防犯環境の整備に努めます。

(2) 就労・住居の確保

犯罪や非行から立ち直ろうとする人が安定した職を得るとともに、地域に定着するためには、本人の意向や適性等を踏まえた支援が必要です。

①就労支援の推進

犯罪や非行から立ち直ろうとする人を雇用し、更生を支える協力雇用主等の存在が不可欠であるため、市内事業者に対する協力雇用主制度の広報・周知を図るとともに、地域の関係機関との連携により、一人ひとりの状況に応じた就労支援を推進します。

②住居支援の推進

安定した生活を維持できるよう、市営住宅等への入居に関する情報提供や住居の確保が困難な方について、住居に関する相談支援を推進します。

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

医療や福祉サービスを必要としている高齢者や障がいのある人などに対する支援が行き届かず再犯につながるケースがあると考えられています。地域で安心して暮らすことができるよう、それぞれの状況や特性に応じ、各種サービスや支援につなげることが必要です。

①相談支援の充実

支援を必要とする人が様々な相談を気軽に行うことができるよう、関係機関と連携し、相談支援に努めます。

②保健医療・福祉サービスの提供

地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、それぞれの状況や特性に応じた保健、医療、福祉等のサービスの提供につなげるとともに、必要とするサービス・支援の充実を図ります。

(4) 学校等と連携した修学支援の実施等

こどもたちの犯罪や非行を防ぐためには、学校や家庭、地域、行政等が連携・協力し、取組を推進することが必要です。

①相談支援の充実

教育や子育て、進路等に悩んだときに、気軽に相談を行うことができるよう、関係機関と連携し、相談支援に努めます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、修学支援や非行の防止に努めます。

②青少年健全育成の充実

小中学校等において、規範意識の向上を図るとともに、学校をはじめ、家庭、地域の関係機関や関係団体と連携して、児童生徒の見守りや非行防止の取組を推進します。また、地域全体でこどもたちの成長を支える環境づくりに努めます。

(5) 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

再犯防止の取組は、地域において犯罪をした人などの立ち直りを支える保護司、更生保護女性会など、多くの民間協力者により成り立っています。民間協力者の方々との連携により、犯罪をした人たちの社会復帰を支えるとともに、広報・啓発活動の推進により、犯罪や非行の防止と更生保護について地域の理解促進に努めます。

①民間協力者への活動支援の推進

更生保護活動が活発となるよう、保護司、更生保護女性会などの民間協力者の活動支援を推進するとともに、民間協力者との連携を深めます。また、更生保護活動の一層の充実を図るため、地域における活動拠点である地区更生保護サポートセンターの運営を支援します。

②広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と更生保護に関する住民や地域の理解を促進するため、「社会を明るくする運動」や「再犯防止月間」等を通じて、広報・啓発活動を推進します。